

令和4年12月5日
土 木 部
交通安全自転車課

自転車安全利用五則の改正について

1 主旨

令和4年4月の道路交通法改正により、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用のヘルメットの着用の努力義務が課せられたことに伴い、国(内閣府)より、令和4年11月1日付けで自転車の交通ルールの広報啓発に活用している「自転車安全利用五則」が改正された旨、通知があったことから報告する。

2 概要

(1) 道路交通法の改正内容(乗用ヘルメットに関する規定)

- ・自転車の運転者は、乗用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- ・自転車の運転者は、他人(小学校入学前の子ども)を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- ・児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(2) 自転車安全利用五則の改正(参考資料 別紙1)

新: 1 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

旧: 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

3 区民への周知方法

- ・区広報及び区ホームページへの掲載、駐輪場へのポスター掲示
- ・交通安全キャンペーン、交通安全教室、自転車安全講習での周知

